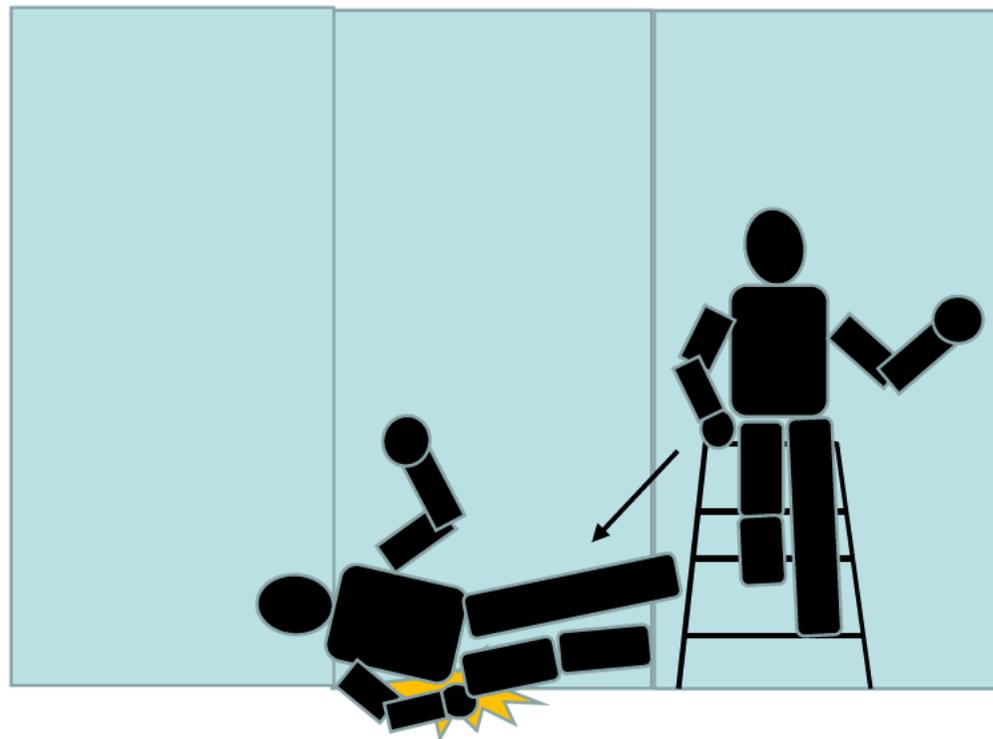


1. 発生日時: 令和3年12月8日(水) 10:00頃
2. 発生場所: E23 東名阪自動車道 上り線 御在所SA トイレ棟出入口付近
3. 事象概要: エリアキャストがトイレ棟の出入口付近で、脚立に載って窓の清掃をしている際、脚立の二段目(地上から約60cm)を踏み外し転倒したものの、転倒した際に床に腰を打ちつけており、痛みがあるため同僚の運転で病院に搬送した。
4. 被災状況: 人的被害: エリアキャスト [REDACTED]
第三腰椎圧迫骨折 1週間入院 全治3ヶ月
物的被害: なし
第三者被害: なし
5. 原因及び対策: 作業時に脚立を使用してはいけないことは知っていたが、普段使用している柄の長いモップでは高いところは力が入らない為脚立を使って作業したところ、低所であったため油断して足をすべらしてしまった。
12月8日(水)15時30分より緊急安全大会を実施し、エリアキャストは高所の清掃を行わず、別途清掃班を構築し定期的に清掃を行うことと決定。

位置図



被災状況



脚立を使用し窓清掃を実施していたところ
脚立の二段目を踏み外し転倒・被災した。